

「土砂災害警戒情報」の発表とともに避難勧告を一斉に発令する
対象区域（即時勧告対象区域）の更新について

横浜市では、平成 26 年 10 月の台風 18 号の教訓を踏まえ、図面等を基に大きな被害の発生するおそれのある崖地を選定し、「土砂災害警戒情報」の発表とともに避難勧告を発令する対象区域として 26 年 12 月に 133 箇所を指定しました。

その後、27 年 1 月からは、当該 133 箇所の崖地及び市内の土砂災害警戒区域内に存在する約 9,800 箇所の崖地について、地質の専門家による現地調査を行い、その結果に基づく見直し作業を行っています。28 年 6 月の時点で、9 区（西区、中区、南区、港南区、保土ヶ谷区、磯子区、金沢区、緑区、都筑区）の対象区域を更新しています。

今回、新たに港北区、栄区の調査が終了しましたので、次のとおり対象区域を更新します。

1 更新の考え方

地質の専門家による崖地の調査結果を基に、崖崩れが発生した場合に人家に著しい被害を及ぼす可能性がある崖地を抽出し、その周辺を「即時勧告対象区域」として選定しています。

[調査の概要]

崖の高さ・勾配、表面の変化・亀裂、建物の有無や崖地と建物の距離など

2 更新結果

(1) 港北区 計 3 箇所（3 箇所増）

(2) 栄区 計 10 箇所（4 箇所増）

(3) 合計 即時勧告の対象区域は、累計で 100 箇所になります（崖 97 箇所+土石流 3 箇所）。

※詳細は下記内訳参照

(内訳)

更新年月	調査対象	鶴見	神奈川	西	中	南	港南	保土ヶ谷	旭	磯子	金沢	港北	緑	青葉	都筑	戸塚	栄	泉	瀬谷	小計
H27.6	133 箇所から更新	—	0	0	—	1 ^{※2}	1	2	—	0	8	—	1	—	—	3	7	1	—	52 ^{※2}
	西・南・磯子	—	1 ^{※1}	2	—	17 ^{※2}	—	—	—	9	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
H27.8~10	除外箇所 ^{※4}	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	-1 ^{※4}	—	—	—	—	-1 ^{※4}	—	-2 ^{※4}
H27.12	追加箇所 ^{※3}	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3 ^{※3}	—	—	—	—	—	—	—	—	3 ^{※3}
H28.3	保土ヶ谷・金沢	—	—	—	—	—	—	11	—	—	6	—	—	—	—	—	—	—	—	17
H28.6	中・港南・緑・都筑	—	—	—	10	—	6	—	—	—	—	—	3	—	5	—	—	—	—	24
H28.9	除外箇所 ^{※4}	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	-1 ^{※4}	—	—	-1 ^{※4}
H28.11	港北・栄	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3	—	—	—	—	4	—	—	7
	調査予定	H28 中期	H28 中期	—	—	—	—	—	H28 中期	—	—	—	—	H29	—	H28 後期	—	H29	H29	—
	合計	0	1 ^{※1}	2	10	17 ^{※2}	7	13	0	9	17	3	3	0	5	3	10	0	0	100

【裏面あり】

- ※1：神奈川区の1箇所は、西区に存する崖地が崩れた場合に影響を受ける範囲のため選定されたものです。
- ※2：南区の対象区域については、133箇所から更新した1箇所（工事中断中）と、土砂災害警戒区域から抽出した箇所の一部が重複しています。
- ※3：土砂災害警戒区域（土石流）指定に伴い追加したものです。
- ※4：崖地の改善・是正などが完了したため、対象区域から除外された箇所数を示します。
（泉区：H27.8解除、緑区：H27.10解除、栄区：H28.9解除）

3 更新日

平成28年11月25日（金）

4 避難勧告の発令

「土砂災害警戒情報」（気象庁と県が発表する気象情報）が発表された場合には、即時勧告対象区域（100箇所）にお住まいの皆様に対し、直ちに避難勧告を発令します。

(1) 対象区域の確認方法

各区役所から区域内の居住される方々に対し、ポスティング等でお知らせするほか、危機管理室のホームページでも確認できます。

[危機管理室ホームページ]

<http://www.city.yokohama.lg.jp/somu/org/kikikanri/doshasaigai-sonae.html#kankoku>



(2) 避難勧告等の避難情報を受け取る方法 [防災情報Eメール]

「大雨警報」や「土砂災害警戒情報」などの気象情報や「避難勧告」などの横浜市からの緊急のお知らせを、Eメールでお知らせしています。

【登録方法】

下記のアドレスにメールを送信すると案内メールが届きます。

案内メールの手順にしたがい登録してください。

アドレス：entry-yokohama@bousai-mail.jp



【要注意】

即時勧告対象区域以外でも、土砂災害警戒区域に指定されている区域では、大雨や台風時には土砂災害が発生する危険性があります。

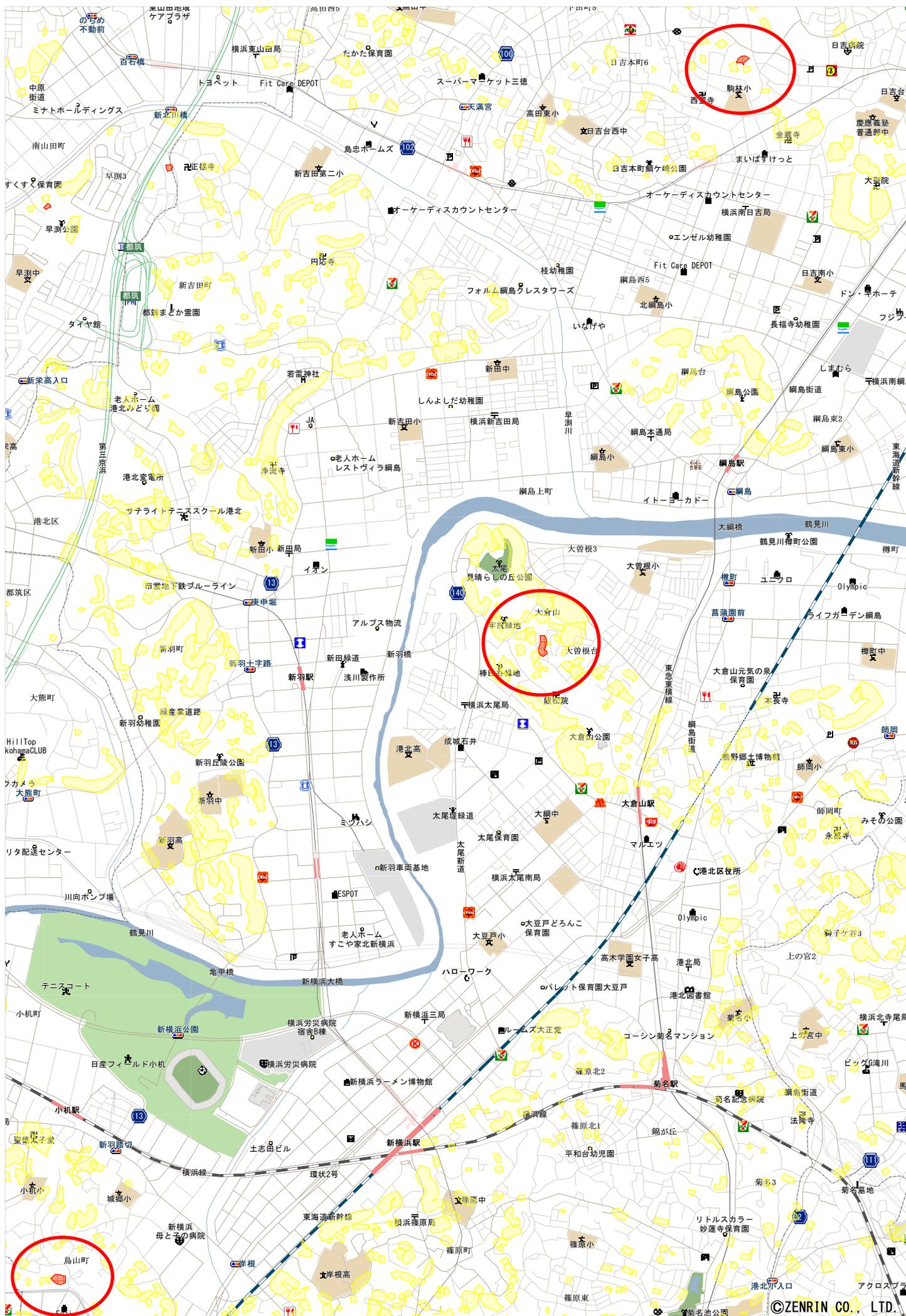
大雨時には注意していただき、崖崩れの前兆現象を確認した場合などは、早めの避難行動をお願いします。

5 その他

即時勧告対象区域の見直しについては、崖地の対策状況により、随時行います。

<避難勧告に関すること> 総務局緊急対策課 工藤、園田
671-2064
<崖地の現地調査に関すること> 建築局建築防災課 水谷、北川
671-3619

「土砂災害警戒情報」の発表とともに避難勧告を発令する対象区域



即時勧告対象区域の更新に伴う港北区の対応について

平素より、港北区の防災行政に多大なる御理解と御協力をいただき、大変ありがとうございます。
標題につきまして、「土砂災害警戒情報」の発表とともに避難勧告を発令する対象区域（以下、「即時勧告対象区域」と言います。）の更新を受け、避難勧告等の発令時に、避難所（3か所）を開設するなど、港北区では次のとおり対応をとります。

1 開設する避難所

- (1) いきいき会館 日吉本町 5-3-1
- (2) 城郷小机地区センター 小机町 2484-4
- (3) 大曾根会館 大曾根 2-18-24

2 開設のタイミング

- (1) 土砂災害に関する避難準備情報の発令時 ※土砂災害警戒情報（北部）の発表が見込まれる場合
- (2) 土砂災害に関する避難勧告の発令時 ※土砂災害警戒情報（北部）が発表された場合

3 広報

(1) 事前

即時勧告対象区域が存する連合町内会長、自治会・町内会長及び該当世帯への説明の実施

(2) 発災時

- ア 横浜市防災情報Eメール
- イ ホームページへの掲載
- ウ 港北区役所ツイッター
- エ 避難勧告対象区域へ広報車による広報
- オ 緊急時情報伝達システム ※¹

※¹緊急時情報伝達システムは、災害が発生し、または発生のおそれがある場合に区役所から避難勧告等を電話にて伝達するシステムです。ご利用には登録が必要なため、即時勧告対象区域の該当連合会長、該当自治会・町内会長及び該当世帯の方へ、別途ご登録を依頼いたします。

4 開設期間

原則として、土砂災害警戒情報（北部）の発表または避難勧告等の発令している期間とします。

5 運営・必要物品の準備

食料等の必要物品は、避難者各個人でご用意していただくことを基本とします。
なお、毛布は区役所で準備します。

【問い合わせ先】

港南区総務課危機管理・地域防災担当
三浦、篠原、杉本、市川、厚地
TEL：540-2206

災害時情報の情報伝達について

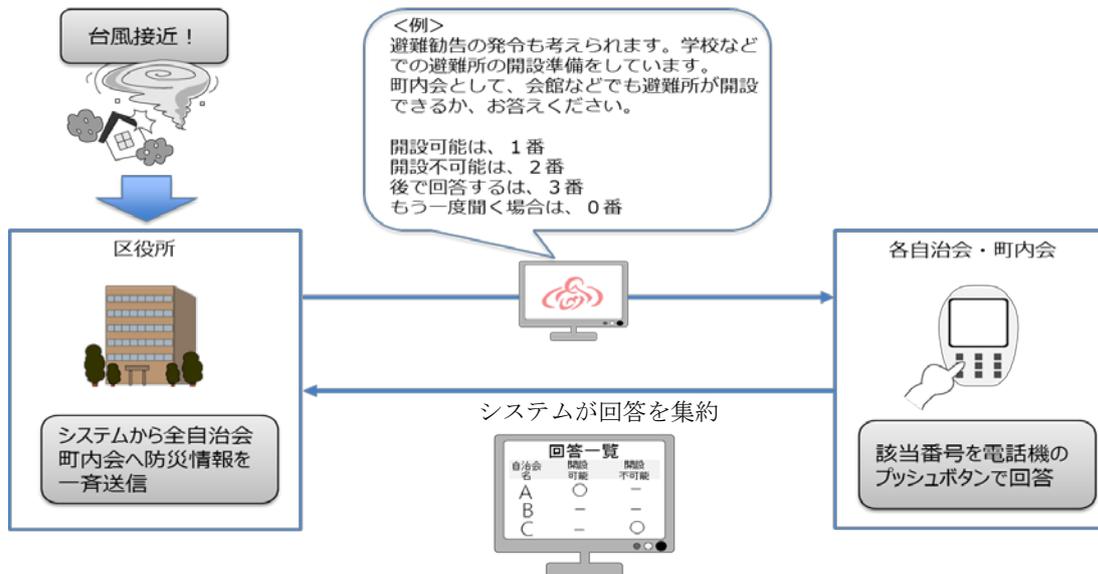
～緊急時情報伝達システムの導入について～

港北区では、災害に備え、防災情報Eメール、ツイッター、広報車による広報、FAX等により、区民の方へ情報提供を行っておりますが、さらなる情報伝達方法の拡充を図るため、電話にて情報をお伝えする「緊急時情報伝達システム」を導入します。

1 システムの特徴

- (1) メールやインターネットを利用しない方でも、家庭の電話により避難情報の受信が可能です。
- (2) 区役所では皆様から回答された内容を自動集約し、迅速に状況を把握できます。

2 システムの概要（電話への発信の場合）



- ① 区が、早く知らせたい情報をシステムに入力し、登録した電話番号へ一斉に送信
- ② ご家庭には自動音声の電話がかかってきます。通常の電話と同じように電話に出て、情報を受け取り、設問の該当番号をプッシュボタンで回答します。
(メールの場合、回答は、メールに記載した番号に電話して回答いただくこととなります。)
- ③ プッシュボタンで押した回答番号の情報は区役所で自動的に集約
- ④ 区は 応答状況も含め、回答内容から受信状況や避難状況などを迅速に把握

3 想定される主な伝達情報

- (1) 気象災害関連（気象に関する警報、河川の水位、避難準備情報、避難勧告、開設避難所など）
- (2) 地震関連（震度5強以上の地震発生、安否の確認ほか）

4 システムの補足説明

- ・電話に出ることができなかつた場合には、自動で再ダイヤルを行います。
- ・システムの番号に電話をかけなおすと、発信された伝達情報を聞くことが可能です。
- ・緊急時には、休日や夜間でも電話がかかります。

5 個人情報について

本システムは、氏名、電話番号等の個人情報をご提供いただき登録いたします。

ご提供いただいた個人情報は、災害関係（訓練等含む）のみ使用し、本人の同意なく目的以外のことに使用いたしません。